

令和元年6月21日現在

機関番号：32617

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03484

研究課題名（和文）日仏の都市計画法制における一般利益と個別利益との関係に関する研究

研究課題名（英文）Study of the Relationship Between General Benefit and Individual Benefit in Urban Planning Law System in Japan and France

研究代表者

内海 麻利（UCHIUMI, MARI）

駒澤大学・法学部・教授

研究者番号：60365533

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、都市計画制度の決定において個別利益がもたらす影響を解明するため、日仏の即地的詳細計画を対象に、この制度の立法過程と執行過程を検討し、一般利益と個別利益の関係を明らかにすることを目的としている。

立法過程の検討では、制度がどのように創設されるか、個別利益がその決定にどのような影響を与えているかを分析した。執行過程の検討では、政府の決定にあたり個別利益との関係がどのように調整されているかを明確にした。最終年度には、研究枠組みを再構築し、個別利益と一般利益との関係を分析した上で、とりわけ、決定の正当化プロセスに着目し、日仏の違いによる都市計画法制の一般利益と個別利益との違いを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

地方分権や持続可能な都市の発展が目指され、近年、世界的に、住民に身近な都市計画づくりにおいて利益調整が期待されるなかで、本研究は、政治学と都市計画学の2つの側面からその意義を有する。前者においては、制度とガバナンスとの関係を解明でき、これらの作用による一般利益と個別利益、立法過程と執行過程の因果関係が明らかになった。後者においては、都市計画法制ならびに即地的詳細計画の特徴、手法、機能とその作用との関係、日仏の一般利益と個別利益の影響が検証でき、課題解決の方途を示すことができた。

研究成果の概要（英文）：In this paper, we examine detailed plans that reflect the actual condition of the target regions in Japan and France, and consider the law-making process and execution process in these systems in the aim of clarifying the relationship between general benefit and individual benefit.

In the context of the law-making process, we analyzed how the system is constructed and what influence individual benefit has on decision-making. In considering the execution process, we clarified how the relationship with individual benefit is adjusted in governmental decision-making. Last year, we reconstructed our research framework and analyzed the relationship between individual benefit and general benefit, and then, focusing especially on the decision-making rationalization process, we clarified how differences between Japan and France give rise to differences between general benefit and individual benefit in urban planning law system.

研究分野：政治学

キーワード：都市計画法制 即地的詳細計画 フランス 地区計画

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

- (1) 都市計画法制の特徴：都市計画法制における一般利益と個別利益：都市計画法制は、都市全体の調和の取れた整備の実現を図ることで「公共の福祉」の増進に寄与することを目的としている。しかしながら、近代以降、土地所有権について、使用、収益、処分の自由な所有権が国家法として保障されてきたために、都市計画法制は現代法においても、土地所有者の個別の私的利益（以下「個別利益」）から少なからず影響を受ける。
- (2) 都市計画法制の合理性と即地的詳細計画：このため都市計画法には、都市空間の最適解を一般利益として示した「計画」を根拠として、都市全体を包括的にコントロールする制度が規定されている。特に、西欧諸国をはじめとして、基礎自治体の決定により、利益調整を図り、具体の土地利用を実現する即地的で詳細な計画制度（以下「即地的詳細計画」）が重視されてきている。例えば、日本では「地区計画」(1980年：都市計画法12条の4)、フランスの現行法では「都市計画ローカルプラン（以下「PLU」）」(2000年：都市計画法典123条)がそれにあたる。
- (3) 代表者の研究蓄積と都市計画学の限界：研究代表者は、上記の都市計画法制ならびに基礎自治体における計画制度の手法や機能に着目し、制度の立法過程、執行過程の実態について検討してきた。しかし、こうした都市計画的アプローチは、制度の合理的根拠となる「一般利益」や、制度の作用による「個別利益」を検討するものではないため、実効性の欠如や合意形成の困難さからくる制度活用の停滞など、現在、都市計画法制の課題となっている利益の影響やその影響を生み出している構造を探求するには限界がある。
- (4) 政治学（公共政策学）への期待：これに対して政治学においては、「一般利益」とその合理性に関して、ルールが存在理由やルールの適用など（実効性・重要性・共同性）、制度による作用の構造が議論されている。また、その構造を規定するガバナンスと「一般利益」「個別利益」との関係が検討されてきており、上記の都市計画法制の課題への示唆が期待できる。ただし、これらの議論には、都市計画法等の特定の法制度について、最適解を導く手法や機能の性質を踏まえ、立法段階と執行段階を通じた一般利益と個別利益との関係を明らかにするものはない。

2. 研究の目的

都市計画法制は、都市全体の一般利益を優先するため、個別利益に対して公共団体に公権力を付与しているが、土地所有権の保障がされているため、一般利益が個別利益に影響を受ける。こうした一般利益と個別利益のメカニズムは、制度の構造を規定するガバナンスに深くかかわると考えられる。

そこで本研究は、ガバナンスの違いによる法制の一般利益への個別利益がもたらす影響と、そのメカニズムを解明するため、日仏の即地的詳細計画を対象に、立法過程と制度の執行過程に整理して一般利益と個別利益の関係を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究は、ガバナンスの違いによる制度の一般利益への個別利益がもたらす影響及びそのメカニズムを解明するため、日仏の即地的詳細計画を対象に、以下の2つの局面に分けて、立法段階及び執行段階の「個別利益」による影響の関係を検討した。

1つは、立法過程の研究素材を分析する局面であり、「一般利益」と「理論上の個別利益」との関係を明らかにする局面である。ここでは、制度の前提となる日仏のガバナンスのあり方を整理した上で、立法時に想定されていた一般利益と個別利益との因果関係を明確化する。なお、日仏のガバナンスの検討にあたっては、研究分担者である曽我の理論を応用した。

2つは、執行過程の研究素材を分析する局面であり、「一般利益」と、「事実上の個別利益の影響」との関係を明らかにする局面である。ここでは、立法時に想定されていた一般利益・個別利益と、執行後の運用実態から把握できる、個別利益との関係を検討した。

なお、以上の2つの検討局面を設定した理由は、一般利益・個別利益の関係が、立法主体（中央政府）と執行主体（地方政府）という主体の違いに影響を受けると考えたからである。

4. 研究成果

立法過程に関しては、関係省庁への聞き取り調査を実施し、また、法案作成及び審議経過にかかわる資料などの分析を行い、個別の権利利益が制度創設にどのような影響を与えているかを明らかにした。執行過程に関しては、制度の運用にかかわるアンケート調査や、地方公共団体、地域組織などへの聞き取り調査などを実施し、一般利益と個別利益との関係がどのように調整されているかを明確にした。

最終年度では、こうした調査を確認、整理した上で、研究枠組みを再構築し、個別利益と一般利益との関係を分析した上で、とりわけ、一般利益を優先するフランス、個別利益を優先する日本という価値志向の違いによって都市計画決定の正当化プロセス及び正当化理由が異なることを明らかにした。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計9件)

内海麻利「『管理型』都市計画の行為と手法-ミクロ管理の担い手に着目して-」土地総合研究 26 巻 2 号 (2018 年) 12-24 頁、査読無

内海麻利〔翻訳〕コンセイユ・デタ「一般利益に関する考察 1999 年報告書」駒澤法学 17 巻 2,3,4 号 (2018 年) 91-103 頁、査読無、

<http://repo.komazawa-u.ac.jp/opac/repository/all/37932/rhg017-2-04-uchiumi.pdf>

内海麻利ほか「地区計画策定手続の意義と実態に関する研究 - 地区計画創設時の経緯と意図及び全国自治体調査を通して」都市計画論文集 52-3 (2017 年) 632-639 頁、査読有、DOI : 10.11361/journalcpjij.52.632

岡井由佳・内海麻利「地区計画の実効性確保に関する研究 - 神戸市、世田谷区、尼崎市を研究対象として」日本建築学会計画系論文集 82-739 (2017 年) 2351-2359 頁、査読有、DOI : 10.3130/aija.82.2351

内海麻利「都市計画における「参加」の諸相-都市計画学会学術研究論文を素材として-」自治体学 30-2 (2017 年) 43-50 頁、査読有

内海麻利「住民組織の合意形成とまちづくり協議会の意義-真野地区の歴史的展開に着目して-」都市自治体における市民参加と合意形成-道路交通・まちづくり・コミュニティー (2017 年) 141-176 頁、査読無

内海麻利「フランス PLU の策定プロセスにおける地域住民の意思の反映-コンサルタシオンにおける住区評議会の役割に着目して」都市自治体における市民参加と合意形成-道路交通・まちづくり・コミュニティー (2017 年) 176-203 頁、査読無

釘持麻衣・加藤祐介・内海麻利「自治体における都市内分権の実態と都市計画策定への関与に関する研究 - 協議会型住民自治組織を中心に -」都市計画論文集 51-3 (2016 年) 253-260 頁、査読有、DOI : 10.11361/journalcpjij.51.253

金井利之・内海麻利「オランダにおける土地活用事業制度とその運用に関する研究-公共空間の整備事業に関して民間側に費用負担を実効的に求める費用回収の手法に着目して」都市計画論文集 51-3 (2016 年) 804-811 頁、査読有、DOI : 10.11361/journalcpjij.51.804

〔学会発表〕(計 5 件)

内海麻利「社会システムとしての都市計画と土地利用」日本都市計画学会(招待講演)2018 年 11 月、大阪大学

内海麻利「地区計画策定手続の意義と実態に関する研究 - 地区計画創設時の経緯と意図及び全国自治体調査を通して」日本都市計画学会(招待講演)2017 年 11 月、北海道大学

内海麻利「地区計画制度の策定手続の意義 - 地区計画に関する制度の成立過程に関する研究」日本建築学会(招待講演)2017 年 9 月、広島工業大学

内海麻利「都市計画に関する『参加』の諸相-都市計画学の参加研究における中心的関心と死角-」日本行政学会(招待講演)2016 年 05 月 21 日~2016 年 05 月 22 日 明治大学

内海麻利「観光地域は都市計画・まちづくりに何を期待するか」日本建築学会(招待講演)2016 年 08 月福岡大学

〔図書〕(計 9 件)

内海麻利(金井利之編著)第一法規『縮減社会の合意形成:人口減少時代の空間制御と自治』(2019 年)248 頁(138-157)

曾我謙悟 中央公論新社『日本の地方政府:1700 自治体の実態と課題』(2019 年)258 頁

内海麻利(幸田雅治編)法律文化社『地方自治論 - 変化と未来』(2018 年)278 頁(208-226)

内海麻利(日本都市センター編集)日本都市センター『超高齢・人口減少時代の地域を担う自治体の土地利用行政のあり方』(2017 年)330 頁

曾我謙悟(大西裕編著)ミネルヴァ書房『災害に立ち向かう自治体間連携:東日本大震災にみる協力的ガバナンスの実態』(2017 年)256 頁(-)

内海麻利(巨理格・生田長人編集代表・縮退の時代における都市計画制度に関する研究会編)土地総合研究所『都市計画法制の枠組み法化:制度と理論』(2016 年)265 頁

曾我謙悟 東京大学出版会『現代日本の官僚制』(2016 年)iv+282 頁

Kengo SOGA University of Tokyo Press Five Years After: Assessing Japan's Responses to the Earthquake, Tsunami, and the Nuclear Disaster (2016) 280p

曾我謙悟(辻中豊編)東洋経済新報社『政治過程と政策』(2016 年)408 頁

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:曾我 謙悟

ローマ字氏名：Kengo SOGA

所属研究機関名：京都大学

部局名：法学研究科

職名：教授

研究者番号(8桁): 60261947

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。